

(組合員の資格の喪失)

第十五条 職員は、その職員となつた日（前条第一項各号の一に該当しない者となつたときは、そのなつた日）から、組合員の資格を取得する。

組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 退職（免職及び失職を含む。以下同じ。）をしたとき（退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。）
三 前条第一項各号に掲げる者となつたとき。
四 給与を受けなくなつたとき。

（組合員資格の得喪の届出等）

第十六条 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出なければならない。

組合員、組合員であつた者又はその遺族は、組合に対し、いつでも、組合員の資格の取得又は喪失について、その確認を請求することができる。

第一項の規定による届出又は前項の規定による確認の請求があつたときは、組合は、遅滞なく、これを審査し、その結果を当該届出をした農林漁業団体又は確認の請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に通知しなければならない。

（任意継続組合員）

第十七条 組合員であつた期間が十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは、組合に申し出て、任意継続組合員となることができるのである。

前項の申出は、その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて、組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内にしなければならない。ただし、組合は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

第一項の申出をした者は、組合がその申出を受理したときは、最後に組合員の資格を喪失し

た日にさかのばつて、任意継続組合員の資格を取得するものとする。

二 退職給付
二 障害給付
三 遺族給付

第二十条 標準給与の等級及び月額は、組合員の給与月額に基き次の区分により定める。

標準給与の等級	標準給与の月額
第一級	三、〇〇〇円
第二級	四、〇〇〇円
第三級	五、〇〇〇円
第四級	六、〇〇〇円
第五級	七、〇〇〇円
第六級	八、〇〇〇円
第七級	九、〇〇〇円
第八級	一〇、〇〇〇円
第九級	一一、〇〇〇円
第十級	一二、〇〇〇円
第十一級	一三、〇〇〇円
第十二級	一四、〇〇〇円
第十三級	一五、〇〇〇円
第十四級	一六、〇〇〇円
第十五級	一七、〇〇〇円
第十六級	一八、〇〇〇円
第十七級	一九、〇〇〇円
第十八級	二〇、〇〇〇円

（標準給与の等級及び月額）

（標準給与の等級及び月額）

第十九条 組合員は、農林省令で定めるところにより、その組合員である職員の給与に関する事項を組合に届け出なければならない。

組合は、組合員が毎年八月一日現に使用される農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るもののとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日に満たないときは、その月を除く。に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。ただし、七月一日から八月一日までの間に当該農林漁業団体等の職員となつた者及び第七項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準給与が改定されるべき組合員に係るその年については、この限りでない。

前項本文の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準給与とする。

組合は、組合員の資格を取得した者があるとき、又は組合員たる他の農林漁業団体等の職員となつたときは、その資格を取得した日又はその職員となつた日の現在により標準給与を定める。この場合において、日、週その他月以外の一定期間に限り支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

前項の規定により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

組合員の資格を取得した日又は職員となつた日の属する月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得

た日にさかのばつて、任意継続組合員の資格を取得するものとする。

二 退職給付
二 障害給付
三 遺族給付

第二十条 標準給与の等級及び月額は、組合員の給与月額に基き次の区分により定める。

標準給与の等級	標準給与の月額
第一級	三七、五〇〇円
第二級	四〇、五〇〇円
第三級	四三、五〇〇円
第四級	四五、五〇〇円
第五級	四六、五〇〇円
第六級	四八、五〇〇円
第七級	四九、五〇〇円
第八級	五〇、五〇〇円
第九級	五一、五〇〇円
第十級	五二、五〇〇円
第十一級	五三、五〇〇円
第十二級	五四、五〇〇円
第十三級	五五、五〇〇円
第十四級	五六、五〇〇円
第十五級	五七、五〇〇円
第十六級	五八、五〇〇円
第十七級	五九、五〇〇円
第十八級	六〇、五〇〇円

（標準給与の等級及び月額）

（標準給与の等級及び月額）

第十九条 組合は、この法律で定めるところにより、次に掲げる給付を行う。

第三章 給付

第一節 給付

（組合の給付）

組合は、この法律で定めるところによりり、次に掲げる給付を行う。

し、又は職員となつた者については、翌年の九月までの各月の標準給与とする。

組合は、第三項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について、当該農林漁業団体等において継続した三月間（各月と上でなければならぬ。）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その組合員の標準給との基礎となつた給与月額にくらべて、著しく低いを生じたときは、その額を給与月額として、その著しく低いを生じた月の翌月から、標準給与を改定することができる。標準給与が改定された組合員についてさらに同様の事由が生じたときも、同様とする。

前項の規定によつて改定された標準給与は、その年の中月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。

任意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。

給与の一部が金銭以外のものであるときは、その価額は、時価により、理事長が定める。

第二十一条 平均標準給与の月額は、最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日から起算してその前組合員であつた者の死亡期間（任意継続組合員であつた者の期間を含む。）の五年間ににおける標準給与の月額の合算額の六十分の一に相当する額とし、平均標準給与の日額は、平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額とする。

前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）の全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその各月における標準給与の月額をその期間の総月数で除して得た額より多いときは、その差して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。

組合員であつた全期間が五年に満たない者の平均標準給与の月額は、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。

（給付額等の端数計算）

第二十二条 平均標準給与の月額若しくは日額又は給付の額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数を一円に切り上げる。

第二十三条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

第二十四条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、組合員又は組合員であつた者の死亡當時十八歳未満の子又は孫にあつては、婚姻（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡當時から引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがない場合に限る。

組合員又は組合員であつた者の死亡當時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。（遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲）

第二十五条 遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの。

（遺族給付の範囲）

第二十六条 遺族給付を受けるべき遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

一 遺族年金を受けるべき遺族の順位

第一項本文に規定する順序

二 遺族一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、同条第二号又は第四号に規定する者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母（同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。）

第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十八条 退職給付又は障害給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

（遺族給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。）

第二十九条 任意継続組合員で厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者又は国家公務員共済組合、専完共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、市町村職員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の組合員となつたものが、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号）若しくは船員保険法に基く給付又はこれらの共済組合からの給付（以下この条において「厚生年金等の給付」という。）を受けることとなつた場合において、その給付を受けることとなつた事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付のうち国の補助（国の補助に相当するものを含む。）に係る部分に相当する金額を、この法律に基いて給付すべき額から控除して支給する。

第三十条 遺族給付は、組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者を故意に死亡させた者には、支給しない。組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかるわらず、そのときまで月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなったとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかるわらず、そのときまで月分までを支給する。

前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母（同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。）

第三十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から五年間行なないときは、時効により消滅する。

第三十三条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第三十四条 組合は、第三者の行為によつて発生した給付事由に基いて給付をしたときは、その給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第三十五条 偽りその他不正の行為により給付金を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

第二節 退職給付

(退職年金)
第三十六条 組合員があつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由（以下「生存脱退事由」と総称する。）に該当してその資格を喪失したとき、又は任意継続組合員が第十七条第四項第二号に規定する事由に該当してその資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に達するまで、又はその者が障害年金の給付を受けている間は、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員があつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）が二十年以上二十一年未満に対し平均標準給与の月額の四月分に相当する額とし、その期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の日額の四日分に相当する額を加算する。

3 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は障害一時金の額を基準として、政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

4 退職年金を受ける権利を有する者で五十五歳未満のもの（障害年金を受ける権利を有する者を除く。）が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、第一項ただし書の規定にかかるらず、その者に退職年金を支給する。（再就職した場合の退職年金の停止等）

退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。前条第一項ただし書の規定により退職年金の支給を停止する。前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、生存脱退事由に該当してその資格を喪失したときは、前の組合員となつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）と後の

組合員があつた期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が、従前の退職年金の額に後の組合員があつた期間につきその資格を喪失した当時の平均標準給与の日額の四日分に相当する額を加算して得た額をもつてその者の退職年金の額とする。（退職一時金）

第三十七条 組合員があつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）が六月以上二十年未満である組合員が生存脱退事由に該当してその資格を喪失したとき、又は任意継続組合員が第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当してその資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。ただし、障害年金を受ける権利を有する者には、支給しない。

2 退職一時金の額は、平均標準給与の日額に、組合員又は任意継続組合員があつた期間を含む。二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその年にべき事由に該当する組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、若しくは負傷したものにつき、組合員の資格の喪失等（組合員については生存脱退事由に該当することによる組合員の資格の喪失、任意継続組合員があつては、障害給付の請求をいう。以下本節において同じ。）があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時（その時までに当該疾病若しくは負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」と総称する。）がなおらなかつた者については、これらの者のうち、当該傷病につき健保険の療養の給付又は療養費の支給を受けるものにあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他のものにあつては、当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病のなおつた時のどちらか早い時、以下の本節において同じ。）に、その者が別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その障害年金の額を改定する。

（障害年金）

第三十九条 組合員があつた期間が六月以上である者であつて組合員若しくは任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、若しくは負傷したものが、退職一時金を支給する。ただし、障害年金を受ける権利を有する者は、その限りでない。

第三節 障害給付

の状態に該当することとなつた場合において、その者が当該期間の経過後一月を経過するまでに請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで障害年金を受ける権利は、消滅する。

第四十二条 障害年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から障害年金の支給を停止する。

（再就職した場合の障害年金の停止等）

第四十三条 障害年金の額（同項の廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあっては、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が同項の廃疾の程度に相当するものであつたものとみなしして算定した額）に、組合員であつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）十年以上二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につきその資格を喪失した當時の平均標準給与の日額の三日分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき当該平均標準給与の日額の四日分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その加算して得た額をもつてその者の障害年金の額とする。

第四十四条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当する障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

（障害年金を受ける権利の消滅）

第四十五条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 第三十九条第四項の規定は、障害一時金の支給を受けていた者が前項の規定により障害年金を支給を受けた者が前項の規定により障害年金を支給を受けた組合員が、その者につき組合員の資格の喪失、任意継続組合員があつては、障害給付の請求をいう。以下本節において同じ。）があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に応じて、その改定額が、従前の組合員があつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員があつた期間を合算して障害年金の額を改定する。

3 前項の場合において、その改定額が、従前の組合員があつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）に、組合員であつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）の障害年金の額（同項の廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあっては、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が同項の廃疾の程度に相当するものであつたものとみなしして算定した額）に、組合員であつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）十年以上二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につきその資格を喪失した當時の平均標準給与の日額の三日分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき当該平均標準給与の日額の四日分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その加算して得た額をもつてその者の障害年金の額とする。

第四十六条 障害年金を受ける権利を有する者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

（障害年金を受ける権利の消滅）

第四十七条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当する障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

（障害年金を受ける権利の消滅）

2 第四十五条組合員があつた期間（任意継続組合員があつた期間を含む。）が二十年未満である者で障害

四 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するため必要な事業

第五章 掛金及び国の補助

(掛金)

組合は、その業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛金は、組合員の標準給与の月額と掛け金との割合は、組合員と任意継続組合員ごとに、政令で定める範囲内において、定款で定める。

3 掛金を計算するにあたり、掛け金額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。

(掛け金の負担)

組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等は、前条の規定による掛け金を折半して負担する。

2 任意継続組合員は、前条の規定による掛け金の全額を負担する。

(掛け金の納付義務及び給与からの控除等)

農林漁業団体は、自己及びその使用者の組合員の負担する毎月の掛け金を、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

2 任意継続組合員は、第十七条第二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛け金を、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

3 農林漁業団体等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛け金(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛け金)に相当する金額を控除することができる。

4 農林漁業団体は、組合員に対し支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがある場合において、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならない。

5 組合は、その使用する組合員が組合に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがあるときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除することができる。

(督促及び延滞金の徴収)

第五十七条 組合は、掛け金を滞納した農林漁業団体又は任意継続組合員に対し、期限を指定し

て、その掛け金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定により督促したときは、組合は、掛け金額百円につき一日六銭の割合で、納付期限の翌日から掛け金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛け金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛け金額の一部について納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金は、その納付があつた掛け金額を控除した金額による。

5 掛け金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに掛け金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(滞納処分)

第五十八条 前条第一項の規定による督促を受けた農林漁業団体が、同項の規定による指定の期限までに掛け金を完納しないときは、農林漁業団体の住所又は財産がある市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。)は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徵収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

(先取特権の順位)

第五十九条 掛け金その他の法律の規定による徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(国税徴収法の準用)

第六十条 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二の規定は、掛け金その他のこの法律の規定による徵収金に準用する。

(掛け金徴収等の時効)

第六十一条 掛け金その他この法律の規定による徵収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 第十六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出は、当該届出をした農林漁業団体及び当該届出に係る職員たる組合員に対して組合が有する掛け金を徴収する権利の時効を中断し、同条第二項の規定による確認の請求があつたときは、当該請求は、当該請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に対して組合が有する掛け金を徴収する権利の時効を中断する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の時効中斷、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、組合のなす掛け金を徴収する権利の時効を中断する。

4 前項に定めた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に對し、停止その他の事項については、民法の時効を中断する。

5 組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議がある者は、その決定又は徵収の通知があつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に對し、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

6 審査会は、審査のため必要があると認めるところに於けるべき金額の徴収に対する異議があるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

7 審査会は、審査のため必要があると認めるところに於けるべき金額の徴収に対する異議があるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

(審査会)

第六十二条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

1 給付に要する費用(政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。)の百分の十五に相当する額(第二十九条の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加え、その得た額の百分の十五に相当する額からその控除すべき金額を差し引いて得た額)

2 組合の事務に要する費用

3 審査会は、審査のため必要があると認めるところに於けるべき金額の徴収に対する異議があるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に審査の決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査会を請求した者に對し、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に關する決定に対する審査の請求は、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会)

第六十三条 給付に關する決定又は掛け金その他の組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、農林漁業団体等を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、理事長が農林大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長は、会務を總理する。

3 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、農林漁業団体等を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

2 審査会は、組合員を代表する委員及び組合員が組合に對して支払うべき金額の徴収に対する異議がある者は、その決定又は徵収の通知があつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に對し、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

2 会長は、会務を總理する。

(事業年度)

第六十八条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月底までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第六十九条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という）を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会に提出し、その議決を受けなければならない。

3 組合は、前項の書類を決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

4 組合は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならぬ。

(余裕金の運用)

第七十条 組合は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 農業協同組合法第十一条第一項第二号の事業を行ふ農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は郵便貯金

二 銀行又は信託会社への金銭信託

三 国債、地方債その他農林省令で定める有価証券の取得

(監督)

第七十二条 組合は、農林大臣が監督する。農林大臣は、第四条第二項の規定による認可をし、若しくは第六十九条第一項の規定による承認を認め若しくは同条第三項の規定による承認をし、又は第七十条第三号若しくは前条の規定によること

より農林省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、組合に対し、その業務に関して、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第七十四条 農林大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又は當該職員をして組合の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができることとする。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 厚生大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員の就任の認可の取消)

第七十五条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九条第七項において準用する第八条第四項の規定によつてした認可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令（第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令を含む。）又は定款に違反したとき。

二 準禁治産の宣告を受けたとき。

三 心身の故障により職務を執ることができないとき。

4 前項の規定による認可の取消があつたときは、その役員は、その職を失う。

(会計等に関する事項の省令への委任)

第七十六条 理事長は、定款、業務方略書、財務諸表及び決算報告書を組合の事務所に備えつけ置かなければならぬ。

(監督)

第七十七条 組合は、農林省令で定めるところにより、農林漁業団体に、その使用する組合員の

異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示せることができる。

(戸籍書類の無料証明)

第七十八条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、組合員、任意継続組合員又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に関する権利を有する者に対する戸籍で証明を行うことができる。

(施行手続等の省令への委任)

第七十九条 この法律に特別の定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

(組合の設立)

第二条 農林大臣は、この法律の公布の日から三十日以内に、農林漁業団体及び農林漁業団体の役員以外の職員のうちからそれぞれ三十人以内の同数の者を組合設立委員として指名しなければならない。

2 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(組合設立委員の選挙)

3 農林大臣は、前項の規定により認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 組合設立委員は、第二項の認可を受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定める員数の理事となるべき者を選挙し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(組合の設立)

5 農林大臣は、前項の規定により認可をしたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

(組合の設立の認可)

3 前項第二項の規定により作成した定款及び予算並びに同条第四項の理事長、理事及び監事となるべき者は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の定款及び予算並びに理事長、理事及び監事となるものとする。この場合においては、組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

(組合の設立の届出)

4 第七十三条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

(組合の設立の届出)

5 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

6 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

7 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

8 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

9 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

(第六十一条)

第六十三条 第六条の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(第六十四条)

第六十四条 組合は、この法律により給付を受けるべき者に、農林漁業団体等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(第六十五条)

第六十五条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、附則第二条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(第六十六条)

第六十六条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、組合員、任意継続組合員又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍で証明を行うことができる。

(第六十七条)

第六十七条 農林大臣は、この法律の公布の日から三十日以内に、農林漁業団体及び農林漁業団体の役員以外の職員のうちからそれぞれ三十人以内の同数の者を組合設立委員として指名しなければならない。

(第六十八条)

第六十八条 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(第六十九条)

第六十九条 この法律に特別の定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

(組合の設立)

第二条 農林大臣は、この法律の公布の日から三十日以内に、農林漁業団体及び農林漁業団体の役員以外の職員のうちからそれぞれ三十人以内の同数の者を組合設立委員として指名しなければならない。

(組合設立委員の選挙)

3 農林大臣は、前項の規定により認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(組合設立委員の選挙)

4 組合設立委員は、第二項の認可を受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定める員数の理事となるべき者を選挙し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

(組合の設立の認可)

5 農林大臣は、前項の規定により認可をしたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

(組合の設立の届出)

6 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

7 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

8 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(組合の設立の届出)

二級	一級	の廢 度 程 度 番 号	廢疾の状態	別表第二 障害年金を支給すべき程度の廢疾の状態	
				一九年六月以上	一九年六月末満
十九 八 十 の あ し ゆ び を 失 つ た も の	一足の三大関節中二関節の用を廃した	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 八 年 六 月 未 満	一 一 八 年 六 月 以 上	四二五 日
八 も の	一足を足関節以上で失つたもの	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 八 年 六 月 未 満	一 一 八 年 六 月 未 満	四四〇 日
七 も の	一腕の三大関節中二関節の用を廃した	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 九 年 六 月 未 満	四五五 日
五 も の	一手のおや指及びひとさし指をあわせて四指以上を失つたもの	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 九 年 六 月 未 満	四七八 日
四 も の	咀嚼 ^{くしゃく} 又は言語の機能に著しい障害を残すもの	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 九 年 六 月 未 満	四八五 日
三 も の	脊柱 ^{せきちく} に著しく機能障害を残すもの	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 九 年 六 月 未 満	四一九 日
二 も の	鼓膜 ^{こまく} の大部の欠損その他により両耳の聴覚能力を喪失したもの	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 九 年 六 月 未 満	四一九 日
一 も の	両眼の視力が○・一以下に減じたもの	一 一 九 年 六 月 以 上	一 一 九 年 六 月 未 満	一 一 九 年 六 月 未 満	四一九 日

備考		十 精神障害又は身体障害を残し、勤労能 力に高度の制限を有するもの	
番号	廃疾の状態	別表第三 障害一時金を支給すべき程度の廃疾の 状態	前各号のほか、傷病により廃疾となり、 他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。 他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。
十一	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	一 両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲	四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つ たものをいふ。
十二	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	二 症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの	三 咀嚼 ^{くしやく} 又は言語の機能に著しい障害を残すも の
十三	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	三 鼓膜 ^{こまく} の大部の欠損その他により一耳の聴力 が耳殻 ^{じかく} に接しなければ大声を解し得ない状態 にあるもの	四 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残す もの
十四	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	五 脊柱 ^{ききゅう} に著しい運動障害を残すもの	五 おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさ し以外の二指以上を失つたもの
十五	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	六 おや指の用を廢したもの、ひとさし指をあわ せて二指の用を廢したもの又はおや指及びひ とさし指以外の三指の用を廢したもの	六 おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさ し以外の二指以上を失つたもの
十六	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	七 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障 害を残すもの	七 おや指の用を廢したもの、ひとさし指をあわ せて二指の用を廢したもの又はおや指及びひ とさし指以外の三指の用を廢したもの
十七	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	八 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障 害を残すもの	八 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障 害を残すもの
十八	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	九 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障 害を残すもの	九 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障 害を残すもの
十九	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	十 一足の長管状骨に仮関節を残すもの	十 一足の長管状骨に仮関節を残すもの
二十	一眼の視力が○・一以下に減じたもの又は両 眼の視力が○・六以下に減じたもの	十一 一足を三センチメートル以上短縮したもの	十一 一足を三センチメートル以上短縮したもの

十 四 ゆびを失つたもの	一 足の第一のあしゆび又はその他の四のあし ゆびを失つたもの
十五 備考	一 足の五のあしゆびの用を廃したもの
十六 十 五 十 六 勤 労 能 力 に 制 限 を 有 す る もの	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残しつき測定する。
二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをい。	二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをい。
三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
五 あしゆびの用を廃したものとは、第一のあしゆびは末節の半分以上、その他のあしゆびは末節以上を失つたもの又は趾・趾関節若しくは第一趾・趾関節（第一のあしゆびにあつては、趾・趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	五 あしゆびの用を廃したものとは、第一のあしゆびは末節の半分以上、その他のあしゆびは末節以上を失つたもの又は趾・趾関節若しくは第一趾・趾関節（第一のあしゆびにあつては、趾・趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。